

令和元年6月定例県議会の概要

目 次

1 令和元年6月定例県議会提出議案の概要

- ・議第39号 令和元年度奈良県一般会計補正予算（第1号）について 4
- ・報第1号 平成30年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について 5
（教育委員会にかかるもののみ）

2 令和元年6月定例県議会代表・一般質問（R元. 6. 24～6. 27）の概要

| 月 日 | 代表・一般 の 別 | 質 問 者 (会 派) | 質 問 項 目 | 答 弁 者 | 頁 |
|-------|--------------|-------------------|-------------------------|---------------|-------|
| 6月24日 | 代表質問 | 国中議員 (自由民主党) | 地域を担う人材の育成について | 教 育 長 | 8 |
| | | | 通学路等の安全対策について | 教 育 長 | 8 |
| | | 中村議員 (自民党奈良) | 小中一貫教育の推進について | 教 育 長 | 9 |
| 6月25日 | 代表質問 | 今井議員 (日本共産党) | 県立高等学校適正化計画の見直し について | 教 育 長 | 11 |
| | | | 亀甲議員 (公明党) | 特別支援教育の充実について | 教 育 長 |
| | | ICTを活用した教育の推進について | | 教 育 長 | 14 |
| 6月27日 | 一般質問 | 猪奥議員 (新政なら) | 発達障害のある児童への支援につ いて | 教 育 長 | 15 |

3 文教くらし委員会（期中委員会）の質問概要

| 月 日 | 質 問 者 (会 派) | 質 問 項 目 | 回 答 者 | 頁 |
|-------|-----------------|------------------------|-----------------------------|----|
| 6月28日 | 植村委員 (自由民主党) | 人権教育について | 教 育 長 人権・地域教育課長 | 18 |
| | | 転学制度の弾力化について | 教 育 長 生徒指導支援室長 学校教育課長 | 19 |
| | | 奈良高校保護者への説明について | 学校支援課長 | 20 |
| | | 教育委員会としての今度の対応につ いて | 教 育 長 教 育 次 長 | 21 |

文教くらし委員会（期中委員会） ～続き～

| 月 日 | 質 問 者 (会 派) | 質 問 項 目 | 回 答 者 | 頁 |
|-------|-----------------|---------------------|----------------------|----|
| 6月28日 | 藤野委員 (新政なら) | 教員の働き方改革について | 教 育 長 教 職 員 課 長 | 21 |
| | 阪口委員 (創生奈良) | 教育委員の報酬について | 教 育 次 長 | 23 |
| | | 教員の働き方改革について | 教 職 員 課 長 | 23 |
| | | 運動会・体育大会における組体操について | 保 健 体 育 課 長 | 24 |
| | 今井委員 (日本共産党) | 奈良高校仮設体育館について | 学 校 支 援 課 長 | 24 |
| | | 県立高等学校適正化実施計画について | 教 育 長 学 校 教 育 課 長 | 25 |

4 文教くらし委員長報告 27

令和元年 6 月定例県議会

提出議案の概要

1 令和元年度奈良県一般会計補正予算（第1号）

25,582,272千円

6 智慧の「都」をつくる

～すべての県民が、生涯良く学び続けられ、奈良の歴史文化に親しめる地域をつくる～

| 事業名 | 事業内容 | 金額 | 担当部局 ・課室名 |
|----------------------------|---|-------------|----------------|
| ㊤県立学校施設長寿命化整備計画策定事業 県実施 | 県立学校施設長寿命化整備計画の策定に向けた基礎調査を実施 建築構造の健全性調査 ほか 負担区分 県10/10 | 千円 3,700 | 教育委員会 学校支援課 |
| ㊤近畿高等学校総合文化祭開催準備事業 県実施 | 令和2年度に奈良県で開催予定の第40回近畿高等学校総合文化祭の準備 事前広報、実行委員会設立準備 ほか 負担区分 県10/10 | 1,200 | 教育委員会 学校教育課 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----------|--------------------------|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|------------|
| 5 | まちづくり推進費 | 単独街路改良事業 | 59,000,000 | 52,948,000 | 負 20,958,000 | — | — | — | 31,990,000 | |
| | | (仮称)奈良インタナショナルチェンジ周辺整備事業 | 1,857,847,000 | 1,535,080,000 | 負 26,149,000 | 873,264,000 | 495,300,000 | 負 109,975,000 | 30,392,000 | |
| 11 | 警察費 | 奈良公園整備事業 | 2,100,000 | 2,064,000 | — | 982,000 | — | — | 182,000 | |
| | | 奈良公園施設魅力向上事業 | 51,000,000 | 36,833,000 | — | 4,179,000 | 3,700,000 | — | 28,954,000 | |
| | | 平城宮跡の利活用推進事業 | 53,000,000 | 41,595,000 | 繰入 19,545,000 | 7,000,000 | 13,500,000 | — | — | 1,550,000 |
| | | 警察施設整備事業 | 32,714,000 | 32,714,000 | — | — | — | — | — | 32,714,000 |
| | | 高等学校耐震化事業 | 60,073,000 | 48,095,000 | — | — | — | — | — | 48,095,000 |
| 12 | 教育費 | 県有資産有効活用事業 | 8,229,000 | 8,229,000 | — | — | — | — | 8,229,000 | |
| | | 文化財保存事業補助 | 87,392,000 | 87,392,000 | — | — | — | — | 87,392,000 | |
| 13 | 災害復旧費 | 重要文化財等修理受託事業 | 71,603,000 | 71,603,000 | 諸 4,400,000 | — | — | 諸 67,203,000 | — | |
| | | 県立大学整備事業 | 313,000,000 | 313,000,000 | — | — | — | — | 313,000,000 | |
| 13 | 災害復旧費 | 農地及び農業用施設災害復旧事業 | 209,266,000 | 179,696,000 | — | 176,730,000 | — | — | 2,966,000 | |
| | | みつえ高原牧場地すべり対策事業 | 7,570,000 | 7,570,000 | — | 6,707,000 | 700,000 | — | 163,000 | |
| | | 農林水産施設災害復旧費 | 445,678,000 | 345,109,000 | — | 342,003,000 | — | — | — | 3,106,000 |
| | | 林地荒廃防止施設災害復旧事業 | 73,093,000 | 72,826,000 | — | 47,547,000 | 22,700,000 | — | 2,579,000 | |

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源の内訳 | | | | |
|----------|-------------------|------------|----------------|----------------|-------------|----------------|---------------|-------------|---------------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入 国庫支出金 | 県 債 | 特定財源 その他 | 一般財源 |
| 13 災害復旧費 | 2 土木施設 災害復旧費 | 土木施設災害復旧事業 | 2,469,000,000 | 1,215,471,000 | — | 769,059,000 | 446,400,000 | — | 12,000 |
| | 3 公立学校施設 災害復旧費 | 高等学校災害復旧事業 | 123,400,000 | 123,400,000 | — | 56,798,000 | 66,600,000 | — | 2,000 |
| 合 | | 計 | 28,423,634,000 | 23,975,891,000 | 232,234,000 | 12,361,923,000 | 9,411,600,000 | 263,773,000 | 1,706,361,000 |

令和元年 6 月定例県議会

代表・一般質問の概要

質問者：国中議員（自由民主党）

答弁者：教育長

所管：教育政策推進課

【質問要旨】

○ 地域を担う人材の育成について

将来の本県の地域づくりを担う人材の育成について、高等学校教育において、どのように取り組んでいこうとしているか、南部・東部地域での取組を含め、伺いたい。

【答弁要旨】

昨年10月に策定をいたしました「県立高等学校適正化実施計画」では、特に実学教育の推進を方針に掲げ、専門学科の教育内容の充実、教育内容が画一的である普通科の見直しを図るなど、地域を支える多様な人材を育成するための教育を推進することといたしております。

具体的に申し上げますと、県とDMG森精機株式会社との連携・協力により、工業系高校3校へ最新鋭の工作機器を導入していただきました。現在は、企業と連携をした人材育成カリキュラムの作成に取り組んでおります。また、専門学科等を中心に、奈良経済産業協会など経済団体の協力を得て、有給による長期インターンシップの推進を図ってまいります。普通科を見直す例といたしましては、南部東部地域の高校に、仮称ではございますが、情報科学科を設置し、小・中学校でのプログラミング教育との接続を図りながら、高度情報化社会で活躍できる人材の育成を目指してまいります。

また、今回の実施計画におきましては、南部及び東部の高校に、高校卒業者に対し、より高度な技術教育を行う2年制の専攻科の設置も盛り込んでおります。

南部の県立奈良南高校に設置する建築・土木の専攻科では、二級建築士の資格取得のための実務経験免除を目指すとともに、文化財建造物の修復等に必要な技能を身につけた人材、また、土木技術者の人材不足を補うためにも、二級土木施工管理技士や測量士補の資格を取得できる人材の育成を図ってまいります。東部の県立榛生昇陽高校に設置する福祉の専攻科では、深刻な介護人材の不足に対応するため、外国人も対象に受け入れて、介護福祉士の資格取得を目指し、その後、宇陀高校に引き継ぐことといたしております。

高等学校は、地域づくりを担う人材育成において極めて重要な役割を担っており、実施計画を着実に推進することで、地域の活性化につながることも期待をいたしております。

【要望】

人材育成については、知事部局も同じ課題を抱えていると思う。今後、高等学校教育も含め、様々な面で、知事部局とも連携を密にしながら、人材育成に努めていただきたい。

6月24日代表質問

| | | |
|-----------------|---------|----------|
| 質問者：国中議員（自由民主党） | 答弁者：教育長 | 所管：保健体育課 |
|-----------------|---------|----------|

【質問要旨】

○通学路等の安全対策について

通学途上等において園児、児童が巻き込まれる事件・事故が発生していることを受け、県内の小・中学校、幼稚園、保育園等の通学路等の安全対策をどのように進めるのか。

【答弁要旨】

通学路における子どもの安全確保につきましては、これまでも交通事故防止や防犯の観点から、議員お述べの合同点検による環境整備に加え、現在、県内各地域で子どもの見守り活動のため、689団体、約3万人のボランティアの方々に御協力いただくなど、事故や犯罪の未然防止に努めております。

特に今回の大津市の事故を受けて、県教育委員会では、通学通園路だけでなく歩行経路なども含めて、リスク情報を共有するために、各学校、園、所で把握している歩道やガードレールがなく、車の通行量が多い箇所、警察で把握している過去の交通事故発生箇所をそれぞれ地図上に落とし込み、集約する取組を進めております。

この集約結果を踏まえて、対策が必要とされる箇所については、市町村教育委員会や学校、園、所、道路管理者、警察が合同で点検したうえ、対策を講じるための協議を行うこととしておりますが、それまでの緊急的な対応としては、通学通園路等の変更も検討して参りたいと考えております。

また、防犯の観点からは、昨年、国から示された「登下校防犯プラン」に基づき、通学通園路に加えまして、集団登校の集合場所、スクールバスの乗降場所についても、教育委員会、学校、警察、保護者、地域ボランティア等による地域の連携の場で、危険箇所や不審者の情報を共有をし、迅速な対応を図るとともに、多様な担い手による見守りの強化等にも努めていくことといたしております。

今後も県教育委員会が中心となりまして、関係機関とより連携を密にし、通学通園路等の安全確保に向けた、着実かつ効果的な取組を推進をして参ります。

6月24日代表質問

| | | |
|-----------------|---------|----------|
| 質問者：中村議員（自民党奈良） | 答弁者：教育長 | 所管：学校教育課 |
|-----------------|---------|----------|

【質問要旨】

○小中一貫教育の推進について

県教育委員会として、今後、小中一貫教育の推進にどのように取り組むのか。

【答弁要旨】

小学校から中学校に入学する過程で、多くの生徒が学習方法や授業の速度の違いに不安を感じるため、小学校と中学校の教員が学習内容の円滑な接続を図り、カリキュラムや指導方法を工夫することで、まず、学習に対する不安の解消を図るべきであると強く思っております。県教育委員会では、これまでから、同じ中学校区の小中学校が合同で行う授業研究や実践研究に指導主事を派遣するなど、小中学校の先生が互いに学び合う機会を増やすよう努めてまいりました。

特に、小中学校がそれぞれ1校の地域では、小中一貫教育の実施を推奨し、義務教育9年間での指導の連続性を図るため、小中学校の教員が互いに乗り入れ指導を行い、小学校に教科担任制の導入を図るなど、効果的な指導に向けた支援を行っております。

現在、新たな学校種として小中学校を一体的にとらえる義務教育学校が法制化されており、県教育委員会といたしましては、義務教育9年間で4・3・2制の教育課程がいいのか、5・4制とする教育課程がいいのか、どちらが効果的なのかを、円滑な接続の観点から、また、英語や理数などの教科担任制の導入の観点から、教員配置のモデル的な例、また、学校行事の在り方など多様な観点から検討し、その結果をとりまとめ、義務教育学校を特色ある学校づくりの一つとして位置付けたいと考えております。

今後、設置を目指している市町村教育委員会に対して、義務教育学校の在り方について検討した結果を周知普及をし、小中一貫教育の推進や義務教育学校の設置などを、各市町村教育委員会が実情に応じて進められるよう、一層の支援に努めたいと考えております。

6月24日代表質問

質問者：尾崎議員（新政なら）

答弁者：教育長

所管：学校支援課

【質問要旨】

○災害発生に備えた避難所の環境改善等について

避難所に指定されている公立学校の体育館等の環境改善を推進すべきと考えるが、本県ではどのような取組をしているのか。

【答弁要旨】

本県では、体育館等が避難所に指定されている県立学校が42校あり、その環境整備については、通信手段を確保するためのW i - F i環境の整備と、衛生環境を向上させるためのトイレの洋式化や身体障害者にもご利用いただけるよう改修に取り組んでいます。

W i - F i環境の整備については、総務省の補助金を活用し、平成29年度から設置を進めています。現在、23校で設置していますが、今年度末には31校で設置が完了する見込みです。

また、トイレの改修については、償還時に地方交付税による財源措置がある「緊急防災・減災事業債」を活用し、平成30年度から改修に取り組んでいます。現在、25校で改修してありますが、今年度末には29校で改修が完了する見込みです。

議員お述べの体育館等への空調設置や非常用電力の確保については、避難所を運営する市町村において、レンタル機材の活用などスポット的な対応をされるものと考えておりますが、県教育委員会としては、まずは、W i - F i 環境の整備とトイレの改修を完了させ、今後の老朽化対策を含めた学校施設整備全体の中での優先順位などを総合的に勘案しながら検討をしていきたいと考えています。

なお、公立小・中学校における避難所の環境改善については、それぞれの地域の実情に応じて、一義的には設置者である市町村の判断により行っていただくこととありますが、県教育委員会としては、引き続き、きめ細やかな情報提供と国庫補助制度の積極的な活用を働きかけるとともに、国に対しては学校施設整備の予算確保について要望を行ってまいります。

6月25日代表質問

質問者：今井議員（日本共産党）

答弁者：教育長

所管：教育政策推進課

【質問要旨】

○県立高等学校適正化実施計画の見直しについて

県立高等学校適正化実施計画を撤回し、広く県民の理解と協力を得られるよう見直すべきと考えるがどうか。

【答弁要旨】

県立高等学校の適正化実施計画は、平成16年度から開始した再編計画において学科改編や生徒減少への対応等に課題が生じてきたため、本県高校教育の質の向上を目的として策定し、昨年6月議会での御議論等を踏まえ、一部修正を経て、昨年10月に可決いただきました。

この計画に関しては、撤回を求める署名が届けられるなど、反対される方がおられることは承知しておりますが、現在、中学校卒業生数がピーク時（昭和63年から平成元年にかけて）の約55%となり、今後も生徒減少が見込まれることや、時代の変化に対応する新しい学校づくりのためには、この計画を推進することが必要であり、これまでから議会等で理解を求めてまいりました。

適正化実施計画は、来年度の国際高校の開校をもって本格的にスタートいたします。現在、新設の国際高校について説明会の開催を重ねるなど、中学生や保護者などに新しい学校の魅力発信に努めています。これからも、情報発信に努めながら、県教育委員会の責任のもとで、実施計画を着実に実行し、重要かつ喫緊の課題である耐震化の完成にも全力で取り組んでまいります。

今後も、県教育委員会では、10年ごとに改訂される高等学校学習指導要領にあわせて、その時々時代の時代が要請する教育ニーズに応えるために、本県高等学校教育の適正化を推進することとしています。

【再質問要旨1】

教育長もその対処について相当苦慮をされているが、保護者にとっては大変心配なことであり、学生・生徒も様々な意見をもっている。

先日、平城高校の卒業生からは、「奈良高校と平城高校が統合して、平城（なら）高校と読んだらどうか」という案を聞き、これも一つの考え方であり、お互いの気持ちが整理できる話もあったのではないかと思った。

今後も、保護者や生徒及び関係者にいち早く情報を提供し、安全でよりよい環境の中で、素晴らしい高校としての教育活動が可能となるようお願いする。

【再答弁要旨1】

審議会の設置要綱の廃止については、再度お調べしてお答えしたい。

【再質問要旨2】

まだ残っていると聞いている。この審議会の設置要綱に基づいてやっていけば、今回の高校再編の進め方が違ってきたのではないか。

今、平城高校の生徒が県を訴えて、来年の募集停止の中止を求める裁判が行われているが、差し止めになった場合、県はどのように対応されるつもりか。

【再答弁要旨2】

この答申は、高等学校の将来を考えて出された答申であると考えており、これまでから、例えば、二階堂高等学校総合学科の設置や青翔高等学校への中学校の併置などこの答申を踏まえながら、高校教育の改革に取り組んでいる。この審議会については、設置要綱に基づいて出された答申がすべてであると考えている。

なお、募集停止は条例の差し止めとは関係ないと考えている。

【再質問要旨3】

これまでの経過の中で、県は昨年6月8日まで内部で検討している。また、この時に初めて提案をされ、6月24日の県議会にかけるといような状況であった。なぜこのようにすべて秘密で進めてきたのか。

【再答弁要旨3】

秘密に進めてきたわけではない。再編計画が実施されて、様々な課題が出てきた。その課題は当然、県教育委員会として重く受け止めるべきであって、教育委員会で議論してその課題を解決するべきだと考えた。したがって、この適正化というものは、教育委員会として10年ごとに学習指導要領の改訂を踏まえ、それに合わせて高校教育をしっかりと見直していこうというものであり、このことは県教育委員会の責務であると考えている。

【再質問要旨4】

昨年7月10日の資料では、国際感覚を養うことを期待するという内容が含まれている。

国際感覚ということを見ると、子どもの権利条約（日本は1994年に批准）というのがあり、子どもが参加する権利として意見表明権というのが保障されるということになっているが、子どもにとって一番身近で大切なことについて、子どもの意見表明権が保障されない形で、県は進めてきたのではないか。

【再答弁要旨 4】

学校がなくなるということなどに対しての思いは私も受けとめている。ただし、その学校がなくならないことを、未来永劫保障するということとはできない。子どもの意見を聞くということで、その思いは受け止めさせていただくが、未来の子どもの声も聞く必要がある。将来の学校づくりをどうするかということ、これだけの生徒数が減少する中で我々は考えていくということが、子どもの権利を守るということにもつながっていると考える。

【要望】

これだけ子どもが減っていて、今のままのものを続けようとは思っていないが、早く決めて、それをスケジュール通りにやっつけてしまおうという姿勢は大変問題だと感じている。教員減に伴う見込額が、バスターミナルの年間維持費を下回っているなど、お金の使い方が間違っているのではないかと。本当に未来の子どもたちのために、しっかりとした対策を立てていただきたい。

6月25日代表質問

質問者：亀甲議員（公明党）

答弁者：教育長

所管：学校教育課

【質問要旨】

○特別支援教育の充実について

インクルーシブ教育の考え方のもと、小・中学校における通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校など、特別支援教育にかかる多様な学びの場を充実させていくことが重要であり、また専門性を持った教員を適切に配置することが必要と考えるが、どのように取り組んでいくのか。

【答弁要旨】

共生社会の形成を目指し、インクルーシブ教育システムを構築するためには、議員お述べのように、障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた連続性のある「多様な学びの場」を整備し、特別支援教育を充実させることが重要であると考えています。

特に本県では、軽度な言語障害のある児童生徒に、通級により発声の指導を行うなどの「通級指導教室」で学ぶ児童生徒の割合が、全国平均の約半分と低い状況にあります。県教育委員会では、通級指導教室を整備するため、平成29年から2年間のモデル事業を実施しました。その結果、令和元年5月1日現在、12市6町において、小学校に35教室、中学校に9教室が設置され、平成28年度と比較して小学校で11教室、中学校で6教室増加しています。

しかし、今後、通級指導教室の整備を更に進めるためには、専門性の高い教員を育成する必要があると考えています。今年度、教育研究所において、通級指導教室での具体的指導や児童生徒の実態把握などの在り方を学ぶ4回の連続講座を実施します。また、特別支援学校には、特別支援教育のセンター的役割を果たすことが求められているため、小・中学校の教員と特別支援学校の教員との1年間に限定した人事交流を促進していきたいと考えています。特別支援学校教員の専

門性を生かして、特別支援学級の充実を図ることができますし、小・中学校の教員が特別支援学校で学んで専門性も高めることができ、相乗効果が期待できると思っています。

今後も、特別支援教育の充実に向けては、教員の専門性の向上に努めながら、特別な支援が必要な児童生徒に適切な指導と必要な支援が行えるよう、市町村教育委員会と連携し、適材を適所に配置するよう努めてまいります。

【要望】

特別支援教育の更なる充実をお願いします。

6月25日代表質問

質問者：亀甲議員（公明党）

答弁者：教育長

所管：教育研究所

【質問要旨】

○ICTを活用した教育の推進について

これからの社会状況を考えると、ICT教育を推進していくことは大変重要であると思われるが、県として、今後、子どもたちの学習環境の整備や、教員の資質向上に向けて、どのように取り組んでいくのか。

【答弁要旨】

議員お述べのとおり、予測できない未来を生きていく上で必要な資質能力の1つとして、情報活用能力が重要とされており、学校教育においては、子どもたちが情報活用の実践力を身に付ける学習環境を整えることが大切でございます。

文部科学省が平成30年3月現在で公表しております調査によりますと、教育用コンピュータ1台当たりの公立学校、これは小中、県立学校でございますが、教育用コンピュータ1台の児童生徒数は、全国平均5.6人に対して、奈良県は6.1人であり全国40位でございます。また、教員の校務用コンピュータの県全体の整備率は、90.6%で全国最低となっております。

公立小中学校のICT環境整備につきましては、市町村教育委員会が担当しているため、コンピュータの整備を促進するために、各市町村の担当者を集めた会議を月1回開催して最新の情報を共有するなど、県教育委員会が主導的な役割を果たしながら市町村を支援しております。

特に、平成30年度からは、今後すべての市町村立学校に統合型校務支援システムを導入するための実証研究事業を実施し、本年度は県内5市町村でモデル校を指定して、教員のICT活用能力の向上や業務改善にも努めております。なお、県立学校におきましては、平成31年3月に教員1人1台の校務用コンピュータを整備し、すべての県立学校で統合型校務支援システムが利用できる環境を整えました。

本県の児童生徒が、これからの高度情報化社会を主体的に生きていくためには、学校におけるICT環境の整備を充実させ、ICTの特長を生かした教育を

推進することが重要であり、教員の推進リーダー養成や、プログラミング教育などの実践例を学ぶ教員免許状更新講習を開催するなど、教員の指導力向上を目指す取組の充実を図ってまいります。

【要望】

奈良県はICT教育に関しても最下位に近い。子どもたちが安心して教育を受けることができる環境を作っていただくようお願いしたい。

6月27日一般質問

質問者：猪奥議員（新政なら）

答弁者：教育長

所管：学校教育課

【質問要旨】

○発達障害のある児童への支援について

発達障害のある児童の就学にあたっては、児童や親の希望に応じた進路の決定に向け、十分な情報提供が必要と考えるがどうか。

また、就学後も児童・生徒の状態に応じて、柔軟に教育や支援を受けられる体制を構築すべきと考えるがどうか。

【答弁要旨】

平成28年8月、発達障害者支援法の一部が改正され、児童に発達障害が考えられる場合には、市町村は当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供、助言を行うよう努めるものとされています。

県教育委員会では、県総合リハビリテーションセンター内に設置している教育研究所特別支援教育部が、相談や情報提供の中心となっており、専門的な助言や支援を行っている県発達障害者支援センター「でいあー」と情報を共有しながら就学を含む教育相談を保護者に対して実施するなど市町村を支援しています。

就学後は、年齢や発達段階により子どもの実態が変化するため、指導内容や指導方法の工夫を常に行うことが必要であり、各学校に置く特別支援教育コーディネーターを中心にケース会議等を行い、子どもの実態に応じた個別の指導計画の作成に努めています。なお、教育研究所に特別支援教育巡回アドバイザーを2名配置し、学校の依頼に応じて、指導主事や同アドバイザーが学校を訪問し、個別の指導計画の作成と活用に関する助言を行っています。

特に、高等学校においては、生徒の実態に応じて特別支援教育支援員を配置し、学習障害への支援を行ってきました。平成28年12月、高等学校で通級指導が可能となったことを踏まえ、大和中央高等学校を指定校とし、ソーシャルスキルトレーニングの授業を行うなど、高等学校における通級指導の在り方を研究しています。

県教育委員会では関係機関と連携し、学校卒業後まで、一貫した支援を行うために、教育的支援の長期目標や支援内容等を具体的に盛り込んだ、個別の教育支援計画の作成を市町村教育委員会に働きかけているところです。

今後、教育委員会と学校が連携して多様な学びの場の充実、或いは、新たな場を設けるなど、個別の教育支援計画を實踐に生かすことが、柔軟な教育の体制整備につながるものと考えています。

【再質問要旨1】

就学相談を経て就学したものの、就学した学校で学年の途中で子どもがしんどさを抱えた場合、再度、教育委員会と保護者が相談をして、進路の変更はあり得るのか。

【再答弁要旨1】

義務教育段階における進路変更ということで、お答えします。障害の程度や実態は変化することもあるので、例えば、特別支援学級への新たな入級等の変更は可能です。

【再質問要旨2】

就学相談で、保護者が大きな不安を感じていると聞く。先輩の保護者から、教育委員会が既に決めてきた結果を聞かされるだけであるので、子どもの実態やしんどさをしっかりと伝える必要があるとアドバイスを受けたとのこと。市町村によって、相談の対応が異なるのではないかと。就学相談は、ある学校に行くように伝えるものではなく、子どもの将来を見据えて、相談できる場であるとメッセージを発して欲しい。

高等学校においては、大和中央高等学校でモデル的に実施されているとのことだが、大学では発達障害への学生に対する支援が充実していると聞いており、高等学校だけ抜け落ちているのではないかと。発達障害のある生徒への支援について、どのように進めようとしているのか。

【再答弁要旨2】

就学指導は、就学支援であると考えており、保護者に一方的に就学先を通知するものではないので、就学指導の在り方を再度徹底したいと考えています。

高等学校は、入学試験で読字障害の生徒に、例えば、代読する、問題に枠囲みをする等の支援をしてきました。これは、中学校との連携により実施してきたもので、生徒に対する個別の教育支援計画が作られていないのが現状です。発達障害のある生徒に対しては、切れ目ない支援が重要だと思っています。小から中、中から高へと切れ目が生じないように長期的な視点で、個別の教育支援計画を作成するように支援や指導をしていきたいと考えています。

(令和元年6月28日(金) 第3委員会室)

令和元年6月

文教くらし委員会の概要

教育委員会

| | |
|-----|------------|
| 項目 | 人権教育について |
| 説明者 | 植村委員：自由民主党 |

北朝鮮による拉致問題啓発ビデオの上映について6月25日付産経新聞に掲載された。本県のDVD上映件数はどのようになっているか。

【回答】

6月25日付産経新聞の調査に関しては、アニメ「めぐみ」の活用状況についての報告をまとめたものがなく、また期間が短かったため、他府県の状況を聞き取りながら「把握なし」で回答したところ。今回の調査では19府県が「把握なし」との回答を行っている。
(大山人権・地域教育課長)

平成30年3月7日付で北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進についての文書が文部科学大臣から各都道府県教育長に発出されているが、それを受けてどのような取組をされたのか。

【回答】

県教育委員会においては、北朝鮮当局による拉致問題は、国民の生命と安全に関わる重大な人権侵害問題であると認識している。

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、第3条において国及び地方公共団体の責務等が定められており、学校においても、拉致問題に対する正しい理解を促進するとともに、児童・生徒が拉致問題に関心を持つよう指導することが重要であると考えている。

県教育委員会では、毎年国より「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」の文書が発出されるのを受けて、直近では令和元年5月、アニメ及び映画「めぐみ」の活用について各学校に依頼の文書を発出したところ。

また、平成27年に当課において、アニメ「めぐみ」を活用した授業の展開例や拉致問題の解説等を掲載した人権教育指導資料集「なかまとともに」中学校版を全中学校に配布し、拉致問題は北朝鮮当局による国家的犯罪であり、北朝鮮で暮らす人に責任はないことを押さえ、韓国・朝鮮につながりを持つ人への新たな差別につながらないように配慮して学習が進められるようにしている。

(大山人権・地域教育課長)

取組の結果はどうか。

【回答】

昨年国からの通知では、アニメ「めぐみ」を活用した学校に対し、国へのアンケート協力を求めており、国へ提出する際は県へも連絡してもらおうよう通知したが、上映を行ったとの連絡はなかった。

(大山人権・地域教育課長)

他府県と比べて、なぜ進まないのか。その理由は何か。

【回答】

県教育委員会としては、国からの通知に従い活用の促進に努めてきたところであるが、人権教育の課題は多岐にわたっており、それぞれ学校の実態に合わせて人権問題の解決に向けた学習を行っていただいている。拉致問題についても、どのような形で実施するかは、学校現場に委ねているところではあるが、人権教育においては重要な課題であるので、今後、拉致問題の学習状況等の把握を行い、その理由についても考えていきたい。

(大山人権・地域教育課長)

上映会の推進に対する教育長の考えを伺いたい。

【回答】

拉致問題は重大な人権侵害であるので、子どもたちが知ること、理解共感すること、できれば行動につなげるといった教育が大事である。

上映会の率も大切と考える。小中学校が連携した教育を進めていこうと申し上げている。どの時期に上映会をすれば、全ての子どもたちにこの事実を知ってもらって理解共感が得られ行動につながるか、という点を考えることが大事。小学校6年間の間に必ず1回はビデオを観て、互いに話し合う、保護者とも話し合う、そのような機会を学校教育の中で作っていくべきだと思う。

調査については、どのように上映しているか、クラスだけで実施しているのか、学校全体

で実施しているのかなど、詳細にわたって調査をし、次につなげたい。

(吉田教育長)

DVDの上映会の実績と年内上映予定のあるなし、あるいは拉致問題啓発ポスターの掲示状況について、2点を資料請求をさせていただく。

【回答】

調査し回答をさせていただく。

(大山人権・地域教育課長)

どれくらい時間がかかるか。

【回答】

実態でなく要因も含めて考えていきたいので、次の議会までにまとめたいと考えている。

(大山人権・地域教育課長)

| | |
|-----|--------------|
| 項目 | 転学制度の弾力化について |
| 質問者 | 植村委員：自由民主党 |

本県における県立高等学校全日制課程の中途退学者の現状について伺いたい。

【回答】

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、県立高等学校全日制課程の中途退学者数は、平成29年度、211人であった。

(植村生徒指導支援室長)

中途退学者への対策は具体的にどのように取り組んでいるのか。また、その成果はどうか。

【回答】

高等学校に入学した生徒の中には、高校の学習内容や学校生活になじめず、進路変更を考える生徒が一定数いることが課題であると考えている。

各高等学校においては、成績不振の生徒に対しては補習等を行い、学校生活になじめない生徒に対しては、学級担任等による個人面談の時間を十分に設定したり、スクールカウンセラーを活用したりするなど、教育相談の充実にも努め、入学から卒業まできめ細かな指導に努めている。

高等学校における中途退学や進路変更等を防ぐためには、高等学校進学時における、適切な進路指導も重要だと考えている。全ての県立高等学校では、中学生が明確な目的意識を持って主体的に進路選択ができるよう、中学生対象の体験入学等を、複数回実施している。今後も、中学校と高等学校が十分な連携をとりながら、生徒の能力や適性、興味や関心などに基づいた進路指導が行えるよう、それぞれの学校の教育活動の内容や特色の情報提供に努めて参る。

以上のような取組もあり、中途退学者数については、この5年間で約100人減少している。

(大石学校教育課長)

転学に関する規則は、いつごろ改正されたのか。

【回答】

転学に関する項目については、平成14年に規則に追加し、平成22年に改正している。改正内容は、志願から転学の許可までの手続きが理解しやすいように、項の順序を入れ換え、文言を整理した。

(大石学校教育課長)

この規則にある「別に定める基準」とは、「転学・編入学を希望する皆さんへ」だと思うが、それに間違いはないか。

【回答】

「別に定める基準」は、取扱要項で定めており、その内容を周知するためにホームページ掲載用にまとめ直したものが、「転学・編入学を希望する皆さんへ」になるので、委員お述べのとおり。

(大石学校教育課長)

教育的配慮を必要とする特別の事情とは、非常に抽象的でわからないのだが、どのようなものを指すのか。また、その内容はどこに記載されているのか。

【回答】

「教育的配慮を必要とする特別の事情」とは、例えば、DVやいじめなどで、学校生活を継続することが難しい状況等を指す。県立学校長会や教頭会などで緊急避難的に対応しなければならない生徒の転学については、時期を問わず柔軟かつ迅速な対応をお願いしている。実際には、在籍校から志願校に問い合わせるときに、その事情を説明いただくことになっているので、具体的には記載していない。

(大石学校教育課長)

学校長と本人と保護者側で、判断基準を共用できるように、時代に即した柔軟な対応が必要であると考えているが、その点についての教育長のお考えをお聞かせください。

【回答】

これまでから転学については、できる限り子どもたちに配慮をして、取扱要項を定めている。これは、学習の継続が著しく困難であるとか、特別の事情とか、生徒が不適応を示した場合のことも想定しているからである。県教育委員会としては、その主旨を各学校にしっかり伝え、転学等については、県教育委員会と連携して対応する方向で考えて参りたい。

(吉田教育長)

進路変更を希望しておられた場合には、まずは学校、そして教育委員会にも相談を十分にされ、よりよき方向性を導き出す体制があるという理解でよいか。

【回答】

結構である。

(吉田教育長)

| | |
|-----|-----------------|
| 項目 | 奈良高校保護者への説明について |
| 質問者 | 植村委員：自由民主党 |

奈良高校の保護者有志一同からの公開質問状の中で要望として、「是非次回は教育委員会主催での吉田教育長自らの説明会を行ってほしい」と求められているとありました。これまでどのような説明を行い、今後どのように対応されるお考えなのか。

【回答】

奈良高校保護者に対しては、昨年11月6日及び12月23日に開催された2回の保護者説明会において、その時点での奈良高校の耐震化にかかる検討状況を県教育委員会事務局として担当課長からお伝えするとともに、出席者からの御意見をいただいた。

11月6日の説明会においては、適正化実施計画において、奈良高校の耐震化については、現平城高校校地への移転としたこと、また、1s値0.3未満の建物は使用中止とし、仮設校舎を設置すること、そして、仮設校舎設置までの間は、2学年について旧城内高校の学舎を使用することの説明をした。

さらに12月23日の説明会においては、0.3未満の建物のほか、0.3以上0.7未満の建物の安全確保対策及び教室運用についての説明をした。

なお、奈良高校育友会からは、令和3年度末に予定されている現平城高校校地への移転までの対応について、昨年10月16日に陳情書を、11月29日に要望書をそれぞれいただき、本年2月に、文書で要望書への回答も行った。

このように、保護者全体を代表する奈良高校育友会からの御要望や御質問に対しては、県教育委員会としての考えをお伝えしてきたところ。

また、より広く保護者の方からの御質問にお応えするために、仮設校舎の設置スケジュールや法蓮学舎・城内学舎間のシャトルバス運行など、現平城高校校地への移転までの具体的な対応状況について県教育委員会や学校のホームページを通じた情報提供を行うとともに、必要に応じ、個別の保護者からお受けした質問状への回答なども行っている。

関係者の皆様に御理解いただくことが重要であると考えており、今後も、県教育委員会事務局が組織として説明や情報発信を行うよう努めてまいります。

(中西学校支援課長)

| | |
|-----|--------------------|
| 項目 | 教育委員会としての今後の対応について |
| 質問者 | 植村委員：自由民主党 |

本年4月5日に、平城高校の在校生と保護者が、奈良県を相手に奈良地裁に提訴したとの報道があったが、説明を伺いたい。

【回答】

係争中であるので、本県の見解等詳細な答弁は控えさせていただき、概要をお答えさせていただく。本件は、本年4月に提訴された「高等学校廃止処分取消等請求事件」であり、「奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例」の制定をもってした平城高校を廃止する旨の処分の取消しと損害の賠償請求である。

(塩見教育次長)

訴訟にまで発展する事態を招いた教育委員会と教育長の責任は重いと思うが、教育長の決意をお聞かせいただきたい。

【回答】

平成16年度の再編計画も参考にしながら、昨年2月議会に推進方針を出し、パブリックコメントを行い、実施計画の策定を進めてきた。平城高校の関係者等から要望書をいただき、教育委員会で議論し、実施計画を出させていただいたが、県民の皆様からは、丁寧に進めるべきではないかのご意見もいただいている。

係争中であるが、適正化の進め方や耐震等の論点を洗い出し、訴訟の審理状況も踏まえ、論点を整理をしながら、有識者の意見も聞き、教育委員会として検証し報告書を取りまとめたい。

今後は生徒減少にともない、適正化を10年毎に行っていく必要があると考えており、その際には、混乱が起こらないよう、丁寧な対応を行っていききたい。私の責任は、論点を整理し報告書をまとめ上げ、適正化の実施をしっかりと行っていくことだと考えている。

(吉田教育長)

教育委員会主催での教育長自らの説明会を開催してほしいという奈良高校保護者有志一同の要望についてどのように考えているのか。

【回答】

育友会の要望については真摯に受け止め、要望に対して回答している。

(吉田教育長)

育友会でお話しされた際は教育長が話をされたと理解してよいか。

【回答】

私のほうから説明した。

(吉田教育長)

育友会には教育長から説明されたと理解した。

| | |
|-----|--------------|
| 項目 | 教員の働き方改革について |
| 質問者 | 藤野委員：新政なら |

6月19日付けの新聞に、「学校における働き方改革推進会議」の開催の記事があった。教員の働き方改革について、国(中教審)でも大きく取り上げられている重大な案件であるにもかかわらず、私は「学校における働き方推進会議」があったこと、事前のアンケートも知らなかった。議会や文教くらし委員会で情報の開示、報告がなかったことに憤りを感じる。教育委員会事務局に苦言を呈したい。

【回答】

教員の働き方改革を今後どのようにするかということについて、一大転機になるような会議を持たせていただいたことに対して、事前に文教くらし委員の先生方に情報の提供及び会議の内容をお伝えできず申し訳ない。

(吉田教育長)

推進会議の概要、アンケートの概要を聞きたい。

【回答】

文部科学省中央教育審議会においては、平成31年1月に答申が出され、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が文部科学省において策定された。教育委員会でも方針を定めることを求められており、学校における働き方改革に係る課題や取組について意見交換を行うことを目的に、今月19日に「学校における働き方改革推進会議」を開催したところ。推進会議では、「教師の勤務時間の上限についての方針」や、事務作業の効率化など具体的な業務の適正化に向けた「学校の業務改善推進プラン」を来年1月を目処に策定できるよう検討してまいりたい。

推進会議の構成メンバーは、教育委員会事務局の各課長、市町村教育委員会の代表、校長会の代表による。

また、アンケートに関しては、統合型校務支援システム導入に合わせて実施したもので、1日の生活リズムについて、平均56分前に学校に来て、平均2時間4分後に学校を出ていることなどを会議で紹介した。

(香河教職員課長)

新聞報道によるアンケート調査で気になるところは、睡眠時間、休憩時間が足りない、が半数を超える、自己学習不足80%、働き方を変えたい83%、9割近くがやりがいを感じる一方、若い人に勧めたいと思う回答が3割にものぼらない、という回答である。これは問題が根深い。これについての教育長の見解を伺いたい。

【回答】

OECDにも同じようなアンケート結果があるが、教員の仕事はブラックであると言われており、教員を目指さない大学生が増えているのが現状である。教員採用試験においても、小学校教員の採用倍率が2倍を下回るような府県が出てきた、場合によっては受験すればほとんど合格するような倍率となっている。幸い本県は4倍を保っているが、この現状から脱却しなければならない。そこで教員が奈良県の子どもたちに夢や未来を見せることのできる仕事だと訴えていくことも必要だと考え、奈良県の高等学校2年生の生徒を集めて、次世代教員養成塾をスタートさせた。現在75名が受講している。教育系の大学に進学し、4年後教員採用試験を受験するべく、教員という仕事にやりがいを感じさせられる講座も開き、モチベーションを高めている。

それに併せて、教員の働き方について、雑務のために教材研究ができない教員が多いので、今回の協議会を通じて、教員の雑務を可能な限り軽減することを検討してまいりたい。また、管理職にも働き方を考えてもらうよう働きかけていく。

(吉田教育長)

今年1月の中教審の答申の3章と8章について聞きたい。3章（勤務時間管理の徹底、上限のガイドライン等、健康管理）について、法令上の責務も明確になり、学校長や教育委員会の責任も重い。そこで香芝市の例も含めてタイムカードの活用はどうなっているか聞きたい。

【回答】

タイムカード導入について、県立学校では今年度実施予定である。市町村教育委員会では昨年の文部科学省の調査でも、タイムカード等で把握しているのは4市町村であるなど取組が進んでいないこともあり、昨年香芝市でモデル事業を実施した。そうした結果も含め、タイムカードの導入等を周知していきたい。

(香河教職員課長)

8章について、労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施や労働安全衛生体制について、市町村毎に把握していくとあるが、教育委員会の今後の取組、スケジュールを教えてください。

【回答】

推進会議は4回予定しており、来年1月を目処に、勤務時間の上限の方針、またそれをふまえた業務改善の推進プランを示させていただきたい。

小中学校については、服務監督権者である市町村教育委員会が方針を策定しなければならないので、市町村教育委員会と連携しながら進めてまいりたい。

(香河教職員課長)

| | |
|-----|-------------|
| 項目 | 教育委員の報酬について |
| 質問者 | 阪口委員：創生奈良 |

教育委員への報酬支払額について、現在の実態はどのようになっているか。

【回答】

報酬については、平成25年4月1日より、月額報酬に加えて、日額の報酬を併せて支給する「月額日額併用制」とした。報酬の額は、条例で規定されており、月額が134,600円、日額が10,900円とされている。月額制であった平成24年度までの報酬は、教育委員一人あたり年額2,313,600円、教育委員長は年額2,528,400円であった。平成30年度は、教育委員一人あたり報酬年額1,865,900円となっており、月額制であった平成24年度の教育委員一人あたり報酬年額と比較すると、約45万円減額となっている。

教育委員報酬全体額を平成24年度と平成30年度を比較すると、2,453,300円の減額となっている。

(塩見教育次長)

日額報酬の支給対象範囲は、どのようになっているか。

【回答】

日額の報酬は、透明性確保の観点から、教育委員としての立場で行うもののうち、たとえば、定例教育委員会会議への出席や学校訪問など、月額報酬の範囲には含まれず、日額の報酬を支給する必要があると認められるものに対して支給している。月額報酬は、たとえば、事務局等からの相談事項などへの対応や、委員としての職務を行うための準備や調査など、行政委員の職責や定量的に把握できない活動に対して支給している。

(塩見教育次長)

現在の教育委員の人数について、どのように考えているか。今後増やす考えはあるか。

【回答】

教育委員会が行う施策について、現在の5人の教育委員で、さまざまな立場から多様な意見を得ることができているので、増やす必要はないと考えている。

(塩見教育次長)

繰り返して確認だが、県の教育委員は、今の人数で妥当だという考えで良いか。

【回答】

現在の人数は妥当だと考えている。なお、平成29年5月の全国調査（文部科学省教育行政調査）によると、市町村には1,811委員会があるところ、そのうち1,623委員会が5人制で全体の89.6%を占めている。次いで6人制が125委員会で6.9%、7人制以上は18委員会で0.99%となっている。

(塩見教育次長)

| | |
|-----|--------------|
| 項目 | 教員の働き方改革について |
| 質問者 | 阪口委員：創生奈良 |

教員の労働も昔と比べると、教材研究をしている時間がない、部活動、研修等、過密となってきた。現状として、教員は忙しくなっているのかゆとりがあるのか認識が大事だが、どのように考えているか。

【回答】

OECD調査データや文部科学省の実態調査をみても教員の勤務時間は以前よりも長くなっているという結果が出ていることから、負担は増えていると思われる。

(香河教職員課長)

タイムカードできっちり勤務管理をするなど働き方改革を進めてほしい。若い教員のなり手がなくなったら先生に質も落ちていくので教員が働きやすい環境をつくっていただきたい。

【要望】

| | |
|-----|---------------------|
| 項目 | 運動会・体育大会における組体操について |
| 質問者 | 阪口委員：創生奈良 |

運動会・体育大会における組体操について、奈良県では事故が起きることのないようどのように取り組んでいるのか。

【回答】

県教育委員会では組体操の実施状況について、平成27年度から調査し、各学校に実施状況の結果の周知や事故防止についての注意喚起をするとともに、情報交換会を開催し、組体操の事故防止に係る取組を進めてきた。

調査結果と情報交換会で論議された内容を踏まえ、平成28年4月には、運動会・体育大会での組体操について、極めて危険度の高い多人数での立体的に組み上げるピラミッドや、高さのあるタワーは、不適切とした考え方を県教委として示した。また、組体操を実施するにあたっては、実施計画書の提出をもとめるなど、内容について十分点検及び指導するよう各市町村教育委員会に通知している。

以後の調査結果から、ここ数年は本県における事故防止の取組が一定の成果を収めているものと評価しているが、今後も毎年、開催している保健体育の担当者会議での研修など、事故の絶無に向けての取組を継続して参る。

(栢木保健体育課長)

引き続き、注意喚起が必要と考えるが、今後はいつ注意喚起の会議が行われるのか。

【回答】

学校体育担当者会議を5月下旬に開催したところ。今後は、学校の管理職が出席する会議の場や市町村教育長会等でも周知徹底して参りたい。

(栢木保健体育課長)

| | |
|-----|---------------|
| 項目 | 奈良高校仮設体育館について |
| 質問者 | 今井委員長：日本共産党 |

奈良高校の体育館は、耐震補強設計までしていたにもかかわらず、なぜ耐震補強工事をしないのか。

【回答】

奈良高校は、令和4年度からは現平城高校校地に移転することとしており、移転後は体育館を使用しないこととなる。よって、現体育館の耐震補強工事は行わず、代替施設での対応をすることとした。

(中西学校支援課長)

奈良高校の体育館の耐震補強工事をした場合と、木造の仮設体育館で対応した場合の費用と工事期間の違いはどのくらいか。

【回答】

耐震補強工事の場合は、修正設計期間も含め少なくとも10カ月程度の工期が必要であり、費用は1.8億円程度となる見込み。木造の仮設体育館については、年内に設置できるようすすめている。費用については2億円程度と見込んでいるが、木造の仮設体育館は、移設可能であり、奈良高校での使用を終えた後にも次の利用ができる。全体で10年程度活用することができ、3年間だけのコストを考えると耐震補強を行うよりも経済的であると考えている。

(中西学校支援課長)

コストだけを見ると耐震補強の方が高つくとのことだが、木造の仮設体育館はどういったものか教えていただきたい。

【回答】

面積は690㎡程度と考えており、現体育館に比べれば2/3程度の大きさとなる。現体育館は1000人程度収容できる面積だが、木造の仮設体育館は800人程度の収容と想定している。

形はドーム型で、内径が17m程度、高さが最大8.35m程度、奥行きは3.5m程度を想定しており、バレーボール、バスケットコートは1面、バドミントンコートは2面確保できるため、授業等では十分利用可能と考えている。

全体的には、現体育館より小さいが、仮設校舎を6棟設置する中で、現体育館と同規模のものを設置するとなると、運動場の面積がかなり制限されて、運動場での体育の授業に支障がでてしまう。そういった敷地面での制限があるため、700m程度の規模となる。
(中西学校支援課長)

奈良高校の耐震化に係る情報公開資料で、昨年10月10日のメール資料によると、奈良高校体育館の代替仮施設として、県のイベントで利用検討中の大型木製テントの利用ができないか検討せよ、との指示が知事よりあったとなっている。このことによって、体育館の耐震補強ができなくなったのか。

【回答】

木造の仮施設は、もともとイベント等でも使える移設型の仮施設として研究されており、知事アイデアとして知事部局の中で話が出ていたようである。このことを知事部局から聞き、奈良高校が移転することを踏まえ、後に再利用できる施設であるということで、教育委員会として木造仮設体育館を選ばせていただいた。

知事の指示によって、体育館の耐震補強工事を行わないという判断をしたわけではない。現平城高校校地へ移転した後は使用しなくなるため、耐震補強工事は行わないと判断したところ。

(中西学校支援課長)

このメール資料には、「知事オーダーなので結果は良否に関わらず、きちり理屈を立ててやる必要がある。ある程度感触ができたなら相談願います。可能性が低いと思うのでできない理由を説明すると思います。」とある。結果、木造の仮設体育館を設置することになったが、どういうことか。

【回答】

私が当時の担当に、こういったものがあるようなので木造の仮設体育館について検討するよう指示を出し、その際にそのような言葉にしたのは事実です。しかし、先ほども申し上げたとおり、知事の指示だから木造の仮設体育館を選ぶという意図で指示をしたものではありません。

(中西学校支援課長)

木造の仮設体育館を設置することで、奈良県産材の利用促進を図ることはよいことだと思うが、生徒全員が入れない体育館を木造で造ることは違うのではないかと思う。耐震補強をしておけば、移転後に体育館を使用するという方向性も出てくるかもしれない。耐震補強工事をうかどうか再度考慮する余地はないのか。

【回答】

繰り返しになるが、耐震補強工事は時間もかかり、工事中には代替施設が必要となることには変わりない。仮設体育館の大きさについては、運動場の敷地面積の関係でどうしても制限がある。

よって、体育館を耐震補強して、さらに仮設体育館も設置してといったことではなく、その間は代替としての仮施設での対応をさせていただきたいということ。生徒一同が集まるイベント等がある場合は、生徒のみなさんには大変申し訳なく思うが、校外の施設を利用するといった運用で対応していきたい。

(中西学校支援課長)

| | |
|-----|-------------------|
| 項目 | 県立高等学校適正化実施計画について |
| 質問者 | 今井委員長：日本共産党 |

高校の進学率が97%程度であることを前提に前回再編計画がつけられた。現在は99%だと思うがどうか。

【回答】

98.3%であると記憶している。

(大石学校教育課長)

県立高校の割合はどうか。

【回答】

手元に資料がない。

(大石学校教育課長)

以前は、県立高校全日課程の募集人員を中学校卒業予定者の63.5%程度と定めていたが、現在は生徒数に応じて様々な角度から検討して募集人員を決定している。
(吉田教育長)

今回の計画を策定するにあたり、前回の計画の再検討はどの程度したのか。

【回答】
前回の再編については平成26年から教育委員会内部で検証した。再編後も、前回答申にある総合学科の設置や中高一貫教育などの新しい学校づくりについて、すべきことに取り組んだ。
(吉田教育長)

榛生昇陽高校や平城高校教育コースなどについて、実態をどのように受け止めて、今回の適正化を行ったのか。

【回答】
平城高校の教育コースについては、一定の役割を終えて、次世代教員養成塾という新たな展開に向かっている。
(吉田教育長)

計画策定の結果だけ公表している事が県民の理解を得にくい理由となっているのか。【意見】

新しく設置する県立大学附属高校は教育委員会から離れるということか。

【回答】
当初は教育委員会で県立大学との連携を強化した高等学校をつくらうとしたが、法改正が行われたことがわかった。
そのため、教育委員会と大学法人が協議しながら、高校をつくっていくこととした。
(吉田教育長)

校舎が離れているがどのように連携するのか。ごく一部が進学するだけで大学附属高といえるのか。

【回答】
校舎が離れていても、放課後に大学で講義を受けることができるような高大連携を実現できればと考えて、要望している。また、大阪教育大学附属高校などの例もある。進学する人数が少ないから附属ではないということにはならないと考えている。
(吉田教育長)

国際高校ではバカロレアを目指すということだが、県立高校で可能なのか。

【回答】
公立であるからこそ、このような学校づくりをして夢を与えたい。バカロレアは英語と日本語のプログラムがあるが、教員の養成が課題であり、現在、検討をしている。
(吉田教育長)

県外に流出する高校生が多い。生徒や保護者が奈良県の学校に行きたいということが反映された計画でない。色々な意見に耳を傾けて丁寧に説明し、変えるところは変えてもらいたい。

【回答】
奈良県の教育をうけて子どもたちが社会自立できるように適正化を進めたい。生徒急増期に普通科を増設した一方で、生徒数減少の中でこのまま普通科でよいのかと考え、3校を2校に再編した。「推進方針」から実施計画の策定にかけては、反省する点もあるが、きちっと計画を進めながら検証もしていきたい。
(吉田教育長)

今後の生徒数について示してもらいたい。【要望】

文教くらし委員長報告

文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案六件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、令和元年度議案、議第三十九号中・当委員会所管分、議第四十五号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、令和元年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第六号、報第七号及び報第二十号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

